

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

## 対象

次の①②③のいずれかに当てはまる方

- ①高校生等（平成15年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ）の児童を養育し、所得が児童手当（本則給付）相当である方（児童手当を受給している世帯は給付金支給済）
  - ②令和3年9月分の児童手当（本則給付）の受給者で公務員の方
  - ③新生児（令和3年9月以降令和4年3月31日生まれ）を養育する児童手当（本則給付）の受給者
- ※令和3年9月分の児童手当（本則給付）を町から受給している方は、給付金支給済です。

## 支給金額

児童1人あたり一律10万円

## 申請手続き

給付金を受け取るには、申請が必要です。「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書」を記入し、必要書類を添えて提出してください。

申請書は役場子育て支援課の窓口または町ホームページからも取得可能です。

※詳細については、町ホームページでもご確認いただけます。

## 申請期限

2月28日（月）（令和4年3月末までの新生児分は、4月15日（金））

### 児童手当（本則給付）所得制限限度額

住民税上の扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	令和2年中の収入額目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040

※児童手当の所得制限限度額以上（特例給付受給者）の方には、町独自で10万円を給付しますので後日お知らせします。

**申請・問合せ先** 役場 子育て支援課 内線166・167



「住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金」および「子育て世帯への臨時特別給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに県や町や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場民生課もしくは子育て支援課または最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。